

# 「令和5事務年度 開示検査事例集」 の公表について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課

課長補佐 澤村 泰行

係長 佐藤 梨雅

## 1. はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)は、令和6年9月11日に「令和5事務年度 開示検査事例集」を公表しました。

開示検査事例集は、市場関係者の皆様に適正な情報開示に向けた取組みを積極的に行っていただけのように、毎年、証券監視委による開示検査の最近の取組みや、開示検査によって新たに判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を中心に紹介しています。

今般公表しました開示検査事例集では、令和5事務年度(令和5年7月から令和6年6月)に実施した開示検査の概要や、開示検査によって開示規制違反が認められ課徴金納付命令勧告を行った事例のほか、証券監視委から不正会計の疑義を指摘された上場会社とその指摘を踏まえて設置した調査委員会の調査を経て開示書類の自主訂正を行った事例等、さまざまな事例を積極的に紹介しています。

さらに、監視委コラムにおいては、開示実務の参考となるよう、開示検査を通じてクローズアップされた開示制度や内部統制報告制度について最近の制度改正を踏まえた解説等を記載しています。

本稿では、今般公表しました開示検査事例集から、令和5事務年度における課徴金納付命令勧告事例を中心に紹介します。

※本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

## 2. 開示検査について

金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うために、上場会社等が有価証券報告書等の開示書類を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度です。

このため、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反が発生した場合には、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身の信用を失い、我が国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。

こうした開示規制違反について、証券監視委は、金商法の規定に基づく開示検査を実施し、有価証券報告書等の開示書類における重要な虚偽記載等の開示規制違反が判明した場合、当該開示書類を提出した上場会社等に対する課徴金納付命令勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に

対して行っています。

こうした対応を含め、証券監視委は、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取組みを実施しています。

### (1) 開示規制違反の早期発見・・・

#### 有用な情報の収集・分析の充実

- ▶ 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っています。具体的には、
  - ・ 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を行っています。
  - ・ 各種財務データ等に基づく分析だけでなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

### (2) 効果的・効率的な検査・調査の実施・・・

#### 機動力の強化・多面的な監視

- ▶ 開示規制違反の早期是正を図るため、効果的かつ機動的に開示検査を実施しています。開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行います。
- ▶ 開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社について、訂正内容や、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要性が認められる場合には、開示検査を行います。
- ▶ また、効果的かつ多面的な開示検査を実施する観点から、
  - ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
  - ・ 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
  - ・ 特定関与行為に関する事案の積極的な調査を実施しています。

### (3) 開示規制違反の再発防止・未然防止・・・ 経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動

- ▶ 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図っています。
- ▶ 開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ」において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明しています。また、開示検査事例集では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても、その内容を紹介しています。こうした積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図っています。
- ▶ 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

## 3. 令和5事務年度における開示検査の実績とその内容について

### (1) 令和5事務年度における開示検査の実績

証券監視委は、令和5事務年度において、21事案の開示検査を実施し、10事案が終了しました。開示検査が終了した10事案のうち、開示書類における重要な事項について虚偽記載等が認められた9事案(勧告件数は11件)につい

図1：令和5事務年度における課徴金納付命令勧告事案の一覧

事案数	勧告日	事案概要	課徴金額 ※()は、課徴金勧告の件数
1	令和5年8月4日	株式会社ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告	(1)150万円
2	令和5年10月20日	株式会社EduLabにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(2)2億3705万5000円
3	令和5年11月28日	株式会社フジオフードグループ本社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(3)1200万円
4	令和5年12月15日	株式会社アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(4)3800万円
5	令和6年1月23日	ITbookホールディングス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(5)1億929万円
6	令和6年3月26日	株式会社サカイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(6)3000万円
7	令和6年4月19日	株式会社アルデプロにおける四半期報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告	(7)2100万円
8	令和6年6月25日	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告	(8)4482万円
9	令和6年6月28日	株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(9)32万円 (10)40万円 (11)26万円

て課徴金納付命令勧告を行いました。うち、1事案については、訂正報告書等の提出命令勧告を併せて行いました(図1参照)。

## (2)課徴金納付命令勧告事案の特色

令和5事務年度において、課徴金納付命令勧告の対象となった開示規制違反には、重要な事項について虚偽記載がある等の有価証券報告書等が提出された事案のほか、大量保有報告制度違反や特定関与行為(重要な事項について虚偽記載がある等の有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいいます。)といった非定型な事案も見られました。また、重要な虚偽記載がある等の有価証券報告書等が提出された事案においては、複数のグループ会社において売上の過大計上や投資有価証券の過大計上等、多岐にわたる不適正な会計処理が行われた事案や、関連当事者との取引に係る注記を行わなかった事案等が見られました。なお、課

徴金納付命令勧告の対象となった上場会社の中には、開示規制違反を契機として判明した内部管理体制等における問題について、その改善の見込みがなくなったことから、東京証券取引所により上場廃止となった会社も見られました。

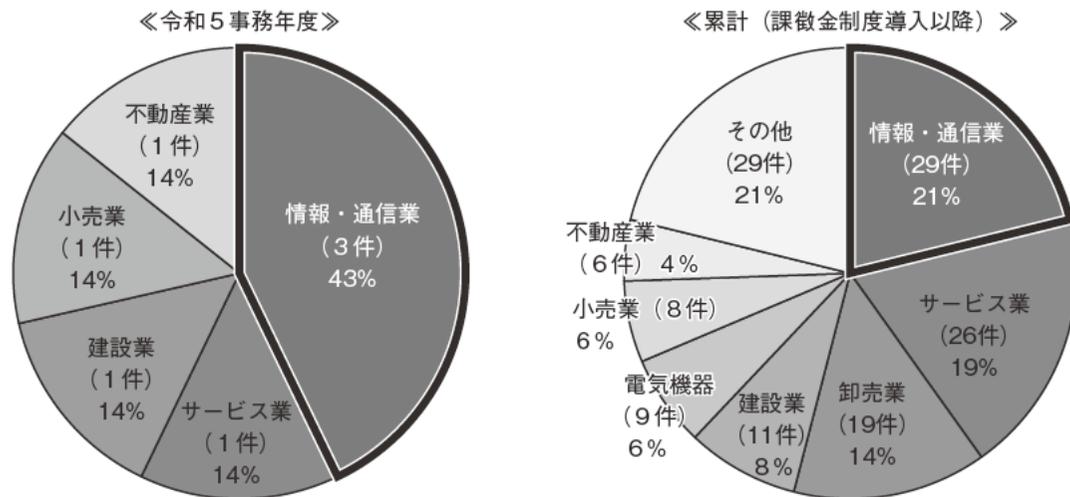
また、令和5事務年度において、課徴金納付命令勧告の対象となった違反行為者(発行者である会社)を業種別分類で見ますと、情報・通信業(43%)が最も多くなっています。過去(課徴金制度導入以降)からの累計で見ても、情報・通信業(21%)が最も多く、次いでサービス業(19%)、卸売業(14%)と続いています(図2参照)。

更に、令和5事務年度の課徴金納付命令勧告事案における主な不適正な会計処理の内容を見ますと、売上の過大計上/売上の前倒し計上(以下「売上の過大計上」といいます。)に関する不適正な会計処理(36%)が最も多くなっており、

次いで、資産の過大計上(21%)、売上原価の過少計上(14%)と続いています。過去(過去5年度)からの累計で見ても、売上の過大計上等、売上

原価の過少計上及び資産の過大計上に関する不適正な会計処理の割合が多く、半数以上(61%)を占めています(図3参照)。

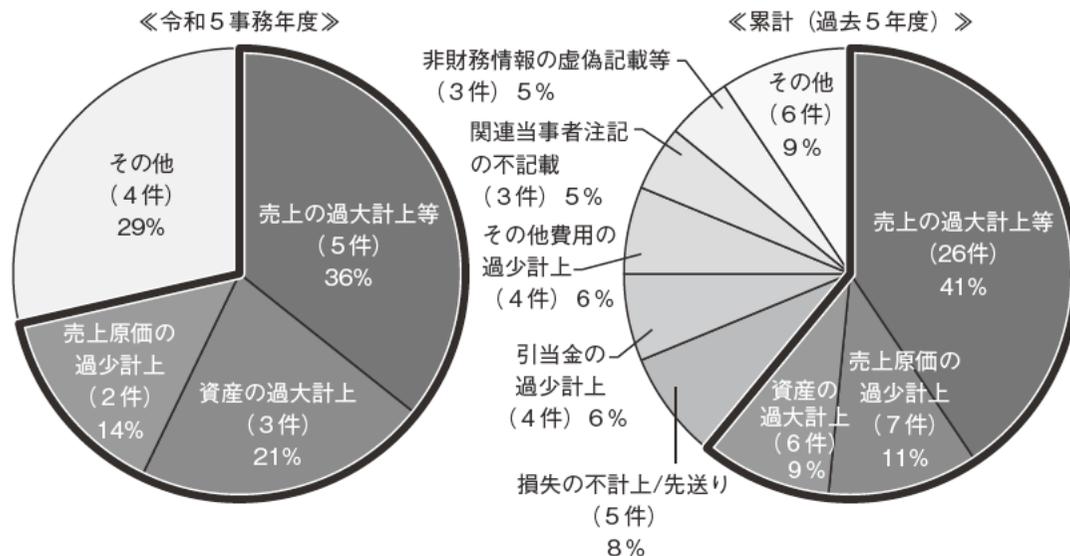
図2：違反行為者(発行者である会社)の業種別分類



※1 累計値は、年度単位(平成18年度～令和5年度)で集計。

※2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

図3：主な不適正な会計処理等の内容



※1 累計値は、年度単位(令和元年度～令和5年度)で集計。

※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計。

### (3)開示規制違反の背景・原因

令和5事務年度において課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり共通した項目が認められました。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となる全ての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められています。

(開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目)

- ①ガバナンス・内部統制に関する不備
- ②コンプライアンス意識の欠如
- ③会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足

ここでは、共通して認められた開示規制違反の背景・原因の具体例を項目ごとに紹介します。

#### ①ガバナンス・内部統制に関する不備

(ガバナンスの不備)

- 経営トップである元社長が自ら、主たる推進者の立場で取引等に関与し、業務意思決定を行っていた部分が多く、業務の執行と監督の間の分掌が不十分でした。このため、他の役員らによる案件の詳細な把握が困難な状況となり、問題のある取引やリスクの高い取引への検討が不十分でした。

(内部統制の機能不全)

- 不適正な会計処理が行われた売上・売掛金の計上に関する業務は、長年にわたり経理責任者1名により行われていました。また、当該業務のマニュアルが未作成であること、上司は当該業務に関与しなかったことなど、当該経理責任者の業務を検証する体制が存在していませんでした。
- 当社に内部監査部門が設置された後も、専

任の人員が配置されず、かつ、不適正な会計処理が行われた子会社は内部監査の対象外とされていました。また、当該子会社では、内部監査部門が存在せず、管理部門の担当者が形式的な内部監査を行うことになっていたため、会計面についての牽制機能が発揮されていませんでした。

#### ②コンプライアンス意識の欠如

(業績至上主義)

- 当社グループの役職員は、上場会社としてコンプライアンスを遵守する意識が欠如していたこと、また、開示制度及び会計に関するリテラシーが不十分であったことから、会計上のルールよりも予算達成・赤字回避の目標達成を優先していました。

- 当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていませんでした。

(過去の不正事案に対する経営陣の説明が不足)

- 過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、経営陣から従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していました。

#### ③会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足

(会計リテラシーの不足)

- 過年度決算訂正の反省を踏まえ、決算関連マニュアルを制定する等、会計基準等の法令等への準拠性を確認する体制としていましたが、その後の会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体として適切な会計処理に関する知識が不足していました。

(会計監査人との連携体制の不備・欠如)

- 当社は、会計処理の訂正に繋がる情報を外部から受け取っていたにもかかわらず、財

務経理担当役員が、数か月にわたり会計監査人に当該情報を共有していない等、会計監査人との間で適時適切に連絡相談をする体制が構築されていませんでした。

#### 4. 令和5事務年度における課徴金納付命令勧告事例

令和5事務年度における課徴金納付命令勧告事例のうち、4件の事例を紹介します(各事例における課徴金納付命令勧告の対象者について、【事例1】及び【事例2】では「違反行為者」、【事例3】及び【事例4】では「当社」としています)。

##### 【事例1】大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載

(対象者：非上場会社A、個人及び個人と共同保有関係にあった非上場会社B)

##### ○概要

違反行為者は、株式会社三ツ星が発行する株券等の保有割合(以下「株券等保有割合」とい

ます。)が5%を超えたにもかかわらず、大量保有報告書を、また、株券等保有割合の1%以上の増加・減少、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更(保有目的の変更等)があったにもかかわらず、その都度変更報告書を、それぞれの法定提出期限までに提出しませんでした。

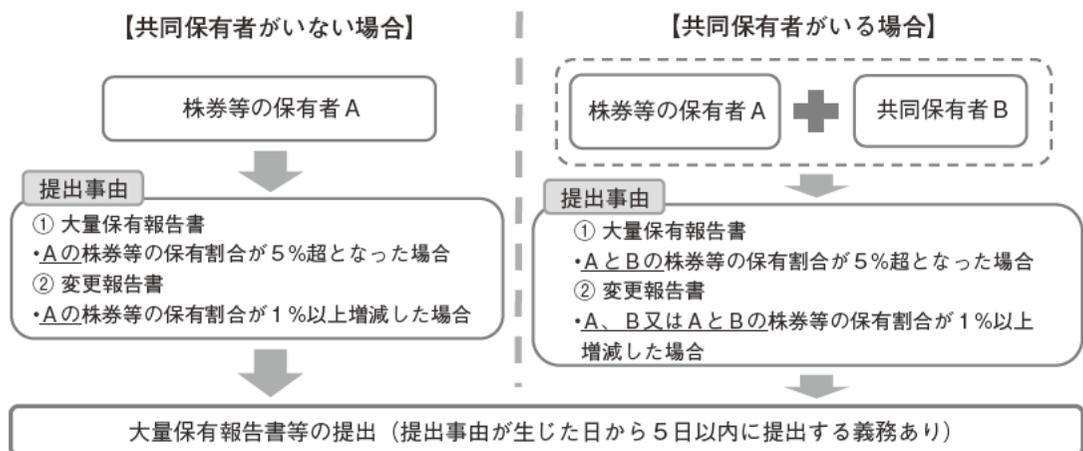
また、違反行為者は、株券等保有割合を過少又は過大に記載するなど、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出しました(図4参照)。

なお、【事例1】は、大量保有報告制度違反について、共同保有関係にあった者を含む複数の者に対し、課徴金納付命令勧告を行った初めての事例となります。

また、証券監視委は、大量保有報告制度違反に関し、令和6年9月に株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告を行いました。本件において、違反

図4：主な不正行為の概要(イメージ図)

#### 《大量保有報告書等の主な提出事由》



本件において、違反行為者は、提出義務が生じていたにもかかわらず、大量保有報告書等を法定期限内に提出しなかった。

行為者である2社は、共同して株主としての議決権を行使することに合意したにもかかわらず、大量保有報告書若しくは変更報告書を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出しました。

当該課徴金納付命令勧告の詳細につきましては、証券監視委ウェブサイトでご覧いただけます。ご覧いただく際には、インターネットで「開示検査 勧告 令和6年度」と検索してください。

## 【事例2】特定関与行為(対象者：個人)

### (1)概要

違反行為者は、株式会社ディー・ディー・エス(以下「DDS」といいます。)が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出することを容易にすべき行為(特定関与行為)を行いました。

### (2)不正行為の概要

DDSは、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるため、過大に算定された同法人の株式価値を前提とした引受価額で当該株式を引き受け、当該売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同法人を子会社化するなどの一連の行為を行ったうえで、これを基礎とし

たのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

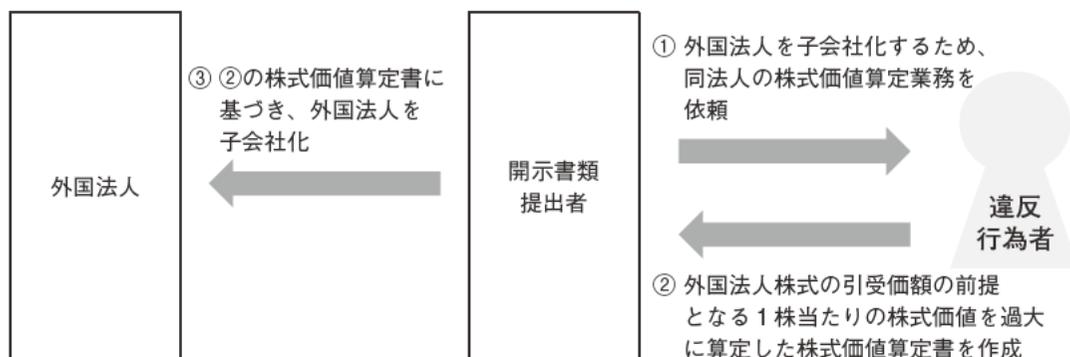
違反行為者は、DDSが上記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、DDSから当該外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、真実は同法人株式には引受価額に相当する価値がなかったにもかかわらず、引受価額以上となるように同法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定したうえで、同法人に係る株式価値算定書を作成し、DDSによる上記一連の行為に利用させることで、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為(特定関与行為)を行いました(図5参照)。

### (3)背景・原因

違反行為者が、不正行為を行った背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

- ①違反行為者は、DDSの役員との人的関係も深かったため、困窮したDDSの要望に応えたいと考えていました。
- ②株式価値算定業務は、会計監査で求められるような厳格なルールがないため、不適正な株式価値算定を行っても発覚しづらく、後々問題とされることはないと考えていました。

図5：不正行為の概要(イメージ図)



なお、【事例2】は、特定関与行為を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事例となります。

ここまで、大量保有報告制度違反【事例1】及び特定関与行為【事例2】に対する課徴金納付命令勧告事例で紹介しましたとおり、近年、財務情報における虚偽記載だけでなく、非財務情報における虚偽記載、虚偽開示書類に係る特定関与行為や大量保有報告制度違反等、様々な開示規制違反事案が発覚しています。足元では、令和4事務年度において、非財務情報の不記載<sup>①</sup>に係る課徴金納付命令勧告を行い、令和5事務年度においても、先ほど事例を紹介しました大量保有報告制度違反や特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行いました。

証券監視委は、令和5年1月に公表しました中期活動方針(第11期：2023年～2025年)において、市場を取り巻く大きな環境変化の中で、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現等に向けた具体的な施策として、「非定型・新類型の事案等に対する対応力強化<sup>②</sup>」を掲げています。

このため、証券監視委では、投資者に適正な情報が提供されるよう、過去に勧告を行った類型にも引き続き対応しつつ、非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応してまいります。

### 【事例3】売上の過大計上及び投資有価証券の過大計上等

(対象者：ITbookホールディングス株式会社、建設業(この他、コンサルティング事業、システム開発事業等))

#### (1)概要

当社は、当社及び当社の連結子会社において、投資有価証券の過大計上、売上の過大計上・前倒し計上、棚卸資産等の過大計上等の多岐にわたる不適正な会計処理を行ったことにより過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

#### (2)主な不適正な会計処理の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

##### ①当社の連結子会社における未発注の取引に係る売上の過大計上

当社の連結子会社A社は、D社から発注がなかったにもかかわらず、A社とD社との商流の間に、A社代表が実質的に支配していたC社とA社代表の依頼により協力したB社を介在させることで、D社が最終納品先であるかのような取引の外観を作出しました。成果物はC社まで納品されましたがC社にとって価値のないもので、成果物の対価については、C社が当社の別の連結子会社E社より資金を借り入れて支払いを行っており、当社連結グループ内で資金が循環し

① 令和4事務年度における非財務情報の不記載に係る勧告事例では、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等(重要事象等)が存在するにもかかわらず、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】にその旨及びその具体的な内容を記載しませんでした。

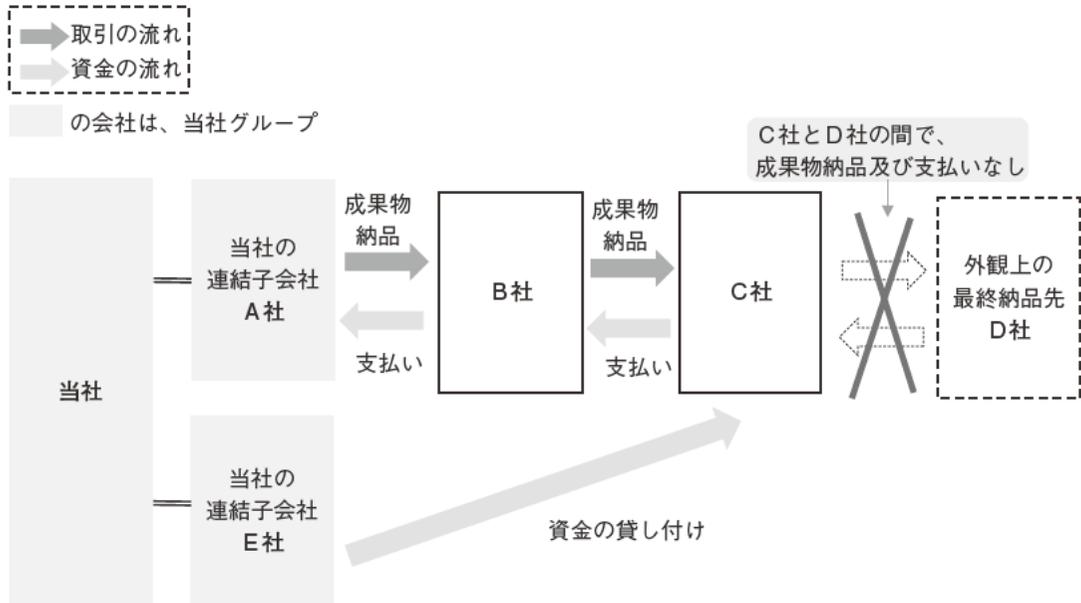
② 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期：2023年～2025年)より一部抜粋

#### II. 効果的・効率的な調査・検査

##### (8)非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等)についても、積極的に対応します。

図6：主な不正行為の概要図(イメージ図)



ていました。

したがって、当社の連結子会社A社は、本来売上を計上できないにもかかわらず、売上を過大に計上しました(図6参照)。

### ②当社における投資有価証券の過大計上

当社は、業績が悪化して債務超過となっていた連結子会社の売却を検討していたところ、F社(非上場会社)より、F社の増資を引き受けること等を条件として、当社の連結子会社を買収してもよい旨の提案を受けました。当社は、F社による増資を引き受けるにあたり、F社から、引受価額算定の基礎となるF社の1株当たりの価額について、当初予定していたよりも過大な価額を提示されましたが、その価額の合理性を検証することなく受け入れ、当該価額により算定された引受価額で、F社の増資を引受けたことにより、投資有価証券を過大計上しました。

そして、当該過大計上分は、当該連結子会社を当社グループから切り離して整理するために要した損失とすべきものでした(図7参照)。

### ③当社の連結子会社における売上の前倒し計上、棚卸資産等の過大計上

当社の連結子会社G社は、納品や検収の有無を確認することなく売上を前倒して計上したり、委託販売を前提とした取引において未出荷で預かり在庫のまま一括で売上を計上したりしていました。

また、販売見込みのないソフトウェア開発案件に係る労務費等を仕掛品として計上したり、企業会計上許される範囲を超えて研究開発費をソフトウェア仮勘定として計上したりしていました。

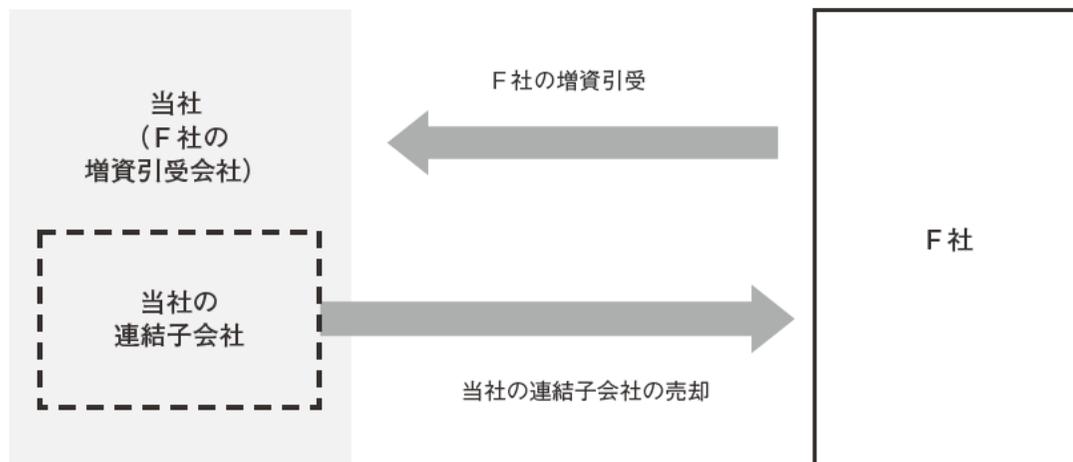
### (3)背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

#### ①コンプライアンス意識が欠如していたこと

当社及び当社の連結子会社の役職員は、上場会社として業績よりもコンプライアンス遵守を優先すべきことを理解できておらず、また、開示制度及び会計に関するリテラシーが不十分で

図7：主な不正行為の概要図(イメージ図)



あったことから、会計上のルールよりも予算達成・赤字回避の目標達成を優先していました。

また、当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていませんでした。

#### ②業務プロセスが脆弱であったこと

当社の連結子会社では、業務プロセスが脆弱で恣意的な利益操作が可能になっていました。

#### ③当社の前会長からの業績目標達成へのプレッシャーがあったこと

当社グループには業績至上主義の方針があり、当社の連結子会社の役員は、当社の前会長から業績達成のプレッシャーを受けていました。

#### (4)是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ①コンプライアンス意識の強化
- ②内部統制の強化
- ③子会社管理の強化
- ④内部監査の強化

#### 【事例4】関連当事者取引に係る注記の不記載等(対象者：株式会社アルデプロ、不動産業)

##### (1)概要

当社は、関連当事者との取引を財務諸表又は連結財務諸表に注記していませんでした。また、当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行っていました。これらにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び重要な事項について虚偽の記載がある四半期報告書を提出しました。

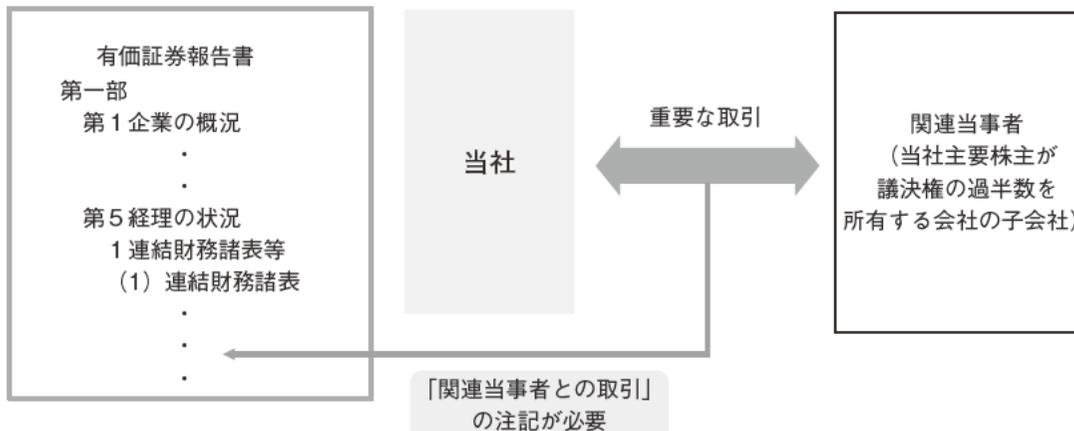
##### (2)不適正な会計処理等の概要

当社が行った不適正な会計処理等は、以下のとおりです。

##### ①関連当事者取引に係る注記の不記載

親会社、主要株主等といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要な取引について、(連結)財務諸表に注記しなければならないにもかかわらず、当社は、「関連当事者」に該当する「当社の主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社」との重要な取引について、その旨を(連結)財務諸表に注記していませんでした(図8参照)。

図8：主な不正行為の概要図(イメージ図)



②循環取引による売上の過大計上

当社は、販売用不動産に係る不動産信託受益権の売買取引の商流に参加し、B社から取得した当該受益権をC社に売却することで売上を計上しました。

しかしながら、当該受益権とその売買代金は、A社を起点・終点として同日中に循環させてい

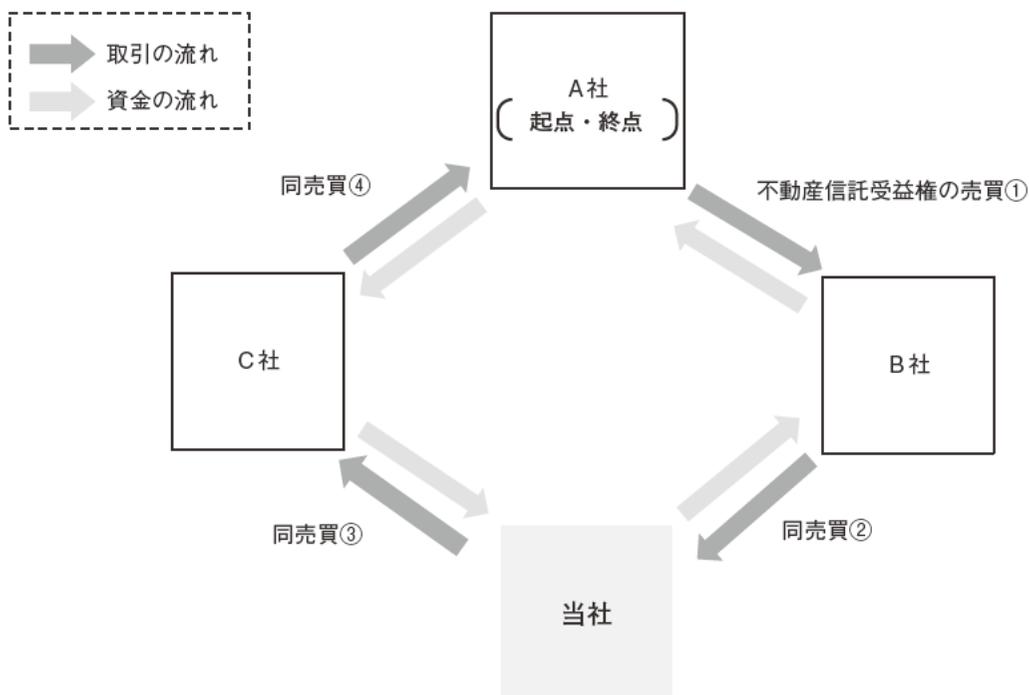
ただけでした(図9参照)。

(3)背景・原因

当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

①会計知識の不足及び関連当事者取引の不十分な把握と検討があったこと

図9：主な不正行為の概要図(イメージ図)



過去に決算業務のための体制整備を行いました。その後、会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体としての適正な会計処理に関する知識が不足し、会計処理に関する検討も不十分でした。また、関連当事者取引については、社内規程やルール等を明文化しておらず、適切な関連当事者の範囲の特定や判断プロセス等の整備ができていませんでした。

#### ②不適切な業務分掌があったこと

経営トップである元代表取締役社長が自ら、しかも主たる推進者の立場で取引等に関与しており、社長による業務意思決定に依る部分が多く、業務の執行と監督の間の分掌が不十分でした。このため、他の役員らが案件の詳細を把握することが困難な状況となり、問題のある取引やリスクの高い取引への検討が不十分でした。

#### ③管理部門等への情報共有不足があったこと

取締役会の議事録に取引のリスクを判断するために必要な情報が記載されていないケースや、稟議書についても同様に不十分な情報、誤った情報が記載されているケースがあり、事業リスクを適切に把握し、取引の妥当性を検討するための情報が管理部門等に対して必要かつ十分に共有されていませんでした。

#### (4)是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ①関連当事者の把握と十分な検討及び会計リテラシーの向上
- ②業務分掌の見直しを含むガバナンスの再構築
- ③経営陣を含む情報共有の徹底

なお、【事例4】の上場会社は、開示規制違反を契機として判明した内部管理体制等における問題について、その改善の見込みがなくなったことから、東証により上場廃止となりました(令和6年4月上場廃止)。

## 5. さいごに

開示検査事例集を通じて、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等の皆様に、開示規制違反の手法、背景・原因等や証券監視委の取組みについてご理解いただいた上で、上場会社と公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者等の皆様と上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。

そして、活発なコミュニケーションや対話が行われることにより、情報開示が適正に行われ、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

※開示検査事例集の詳細につきましては、証券監視委ウェブサイトでご覧いただけます。ご覧いただく際には、インターネットで「令和5事務年度 開示検査事例集」と検索してください。